



茨城県報

第 1 0 8 9 号

平成11年 9 月 2 日

木 曜 日

目 次

告 示

ページ

第二種大規模小売店舗に関する公示 (商業流通課)	1
茨城県農業近代化資金等利子補給金交付規程の一部改正 (農業経済課)	2
知事が指定する資金の種類及び利子補給率の一部改正 (農業経済課)	5
建設業法による営業停止処分 (監理課)	7
道路の区域の変更 (2件) (道路維持課)	7
道路の供用の開始 (4件) (道路維持課)	9
境界地の道路の管理の方法に関する協議の内容 (道路維持課)	10
(公 安 委 員 会)	
警備員指導教育責任者講習の実施	15
(大 規 模 小 売 店 舗 審 議 会)	
第二種大規模小売店舗における小売業に関する公示 (2件)	16
公 告	
管理美容師資格認定講習会の指定 (生活衛生課)	17
平成11年度後期技能検定実施公示 (職業能力開発課)	17
県営土地改良事業計画 (2件) (農村計画課)	23
開発行為の工事完了 (建築指導課)	23
訓 令	
茨城県営土地改良工事施工等の手続及び監督規程の一部を改正する訓令 (農村計画課)	24
正 誤	
平成11年 7 月22日付け茨城県報第1077号中	29

告 示

茨城県告示第979号

次の事項に係る建物における小売業の事業活動については、調整が行われることがあるので、大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律 (昭和48年法律第109号) 第3条第2項の規定により、公示する。

平成11年 9 月 2 日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 届出者の氏名又は名称 有限会社 カネミズ商事
 2 建物の名称及び所在地 キダストアー 石下店
 結城郡石下町向石下833番 9 外

茨城県告示第980号

茨城県農業近代化資金等利子補給金交付規程（昭和52年茨城県告示第405号）の一部を次のように改正する。

平成11年 9 月 2 日

茨城県知事 橋 本 昌

付則別表を次のように改める。

付則別表

資 金 の 種 類	利 子 補 給 率		
	法第 2 条第 2 項 第 1 号,第 2 号, 第 4 号及び第 5 号に掲げる融資 機関が同条第 1 項第 1 号に掲げ る者に貸し付け る場合	法第 2 条第 2 項 第 1 号に掲げる 融資機関が同条 第 1 項第 2 号か ら第 4 号までに 掲げる者に貸し 付ける場合	法第 2 条第 2 項 第 2 号, 第 4 号 及び第 5 号に掲 げる融資機関が 同条第 1 項第 2 号から第 4 号ま でに掲げる者に 貸し付ける場合
1 農舎, 畜舎, 蚕室, 農産物乾燥施設, たい肥舎, 農作物育成管理用施設, サイロ, たい肥盤, 農業用貯溜槽, 果樹棚, 牧さく, 農業用索道, 排水施設, かん水施設, 農産物集出荷施設, 農産物処理加工施設, 農産物貯蔵施設, 農産物販売施設, 農業生産資材貯蔵施設, 農業生産資材製造施設, 農機具保管修理施設, 病虫害等防除施設, ふ卵育すう施設, きのご栽培施設, 家畜人工授精施設, 家畜市場施設, 家畜診療施設又は農業生産（農産物の処理加工を含む。）に伴って生じる公害の防止のために必要な施設の改良, 造成又は取得に必要な資金	年 2.1%	年 1.2%	年 0.4%
2 原動機, 農用地改良造成用機具, 揚排水用機具, 耕うん整地用機具, 農作物育成管理用機具, 肥料調整散布用機具, 病虫害等防除用機具, 収穫調整用機具, 農産物処理加工用機具, 畜産用機具, 養蚕用機具, 運搬用機具又は生産・経営管理情報処理用機具の取得に要する資金	年 2.1%	年 1.2%	年 0.4%
3 果樹, オリーブ, 茶, ホップ, 桑又はアスパラガスの植栽又は育成に要する資金	年 2.1%	年 1.2%	年 0.4%

4 牛, 馬, めん羊, やぎ, 若しくは豚の購入又は牛若しくは豚の育成に要する資金で農林水産大臣が指定するもの	年	2.1%	年	1.2%	年	0.4%
5 農林水産大臣の定める規模を超えない規模の農地又は牧野の改良又は造成に必要な資金		-		-		-
6 診療施設, 農事放送施設, 水道施設その他の農村における環境の整備のために必要な施設であつて農林水産大臣の定めるものの改良, 造成又は取得に必要な資金		-	年	1.2%	年	0.4%
7 前各号に掲げるもののほか, 農林水産大臣が特に必要と認めて指定する資金						
ア 新規就農の円滑化に必要な資金	年	2.1%		-		-
イ 肥育牛の購入又は育成に必要な資金	年	2.1%	年	1.2%	年	0.4%
ウ 肥育豚及び鶏の購入に必要な資金	年	2.1%		-		-
エ 花き・花木の植栽又は育成に必要な資金	年	2.1%	年	1.2%	年	0.4%
オ 薬用作物の植栽又は育成に必要な資金	年	2.1%	年	1.2%	年	0.4%
カ さとうきびの植栽又は育成に必要な資金	年	2.1%	年	1.2%	年	0.4%
キ 未利用資源活用施設の改良, 造成又は取得に必要な資金	年	2.1%	年	1.2%	年	0.4%
ク 農村における給排水施設の改良, 造成又は取得に必要な資金	年	2.1%		-		-
ケ 特定の農家住宅の改良, 造成又は取得に必要な資金	年	2.1%		-		-
コ 観光農業施設の改良, 造成又は取得に必要な資金	年	2.1%	年	1.2%	年	0.4%
サ 内水面養殖施設の改良, 造成又は取得に必要な資金	年	2.1%	年	1.2%	年	0.4%
シ 中核農家が経営規模の拡大に必要な初度的経営資金	年	2.1%		-		-
ス 農業経営革新計画に基づく経営の円滑化に必要な初度的経営資金	年	2.1%		-		-

別表を次のように改める。

別表 (第 3 条)

資 金 の 種 類	利 子 補 給 率		
	法第 2 条第 2 項 第 1 号,第 2 号, 第 4 号及び第 5 号に掲げる融資 機関が同条第 1 項第 1 号に掲げ る者に貸し付け る場合	法第 2 条第 2 項 第 1 号に掲げる 融資機関が同条 第 1 項第 2 号か ら第 4 号までに 掲げる者に貸し 付ける場合	法第 2 条第 2 項 第 2 号, 第 4 号 及び第 5 号に掲 げる融資機関が 同条第 1 項第 2 号から第 4 号ま でに掲げる者に 貸し付ける場合
1 農舎, 畜舎, 蚕室, 農産物乾燥施設, たい肥舎, 農作物育成管理用施設, サイロ, たい肥盤, 農業用貯溜槽, 果樹棚, 牧さく, 農業用索道, 排水施設, かん水施設, 農産物集出荷施設, 農産物処理加工施設, 農産物貯蔵施設, 農産物販売施設, 農業生産資材貯蔵施設, 農業生産資材製造施設, 農機具保管修理施設, 病害虫等防除施設, ふ卵育すう施設, きのご栽培施設, 家畜人工授精施設, 家畜市場施設, 家畜診療施設又は農業生産(農産物の処理加工を含む。)に伴って生じる公害の防止のために必要な施設の改良, 造成又は取得に必要な資金	年 1.2%	年 1.2%	年 0.4%
2 原動機, 農用地改良造成用機具, 揚排水用機具, 耕うん整地用機具, 農作物育成管理用機具, 肥料調整散布用機具, 病害虫等防除用機具, 収穫調整用機具, 農産物処理加工用機具, 畜産用機具, 養蚕用機具, 運搬用機具又は生産・経営管理情報処理用機具の取得に要する資金	年 1.2%	年 1.2%	年 0.4%
3 果樹, オリーブ, 茶, ホップ, 桑又はアスパラガスの植栽又は育成に要する資金	年 1.2%	年 1.2%	年 0.4%
4 牛, 馬, めん羊, やぎ, 若しくは豚の購入又は牛若しくは豚の育成に要する資金で農林水産大臣が指定するもの	年 1.2%	年 1.2%	年 0.4%
5 農林水産大臣の定める規模を超えない規模の農地又は牧野の改良又は造成に必要な資金	年 1.2%	年 1.2%	年 0.4%
6 診療施設, 農事放送施設, 水道施設その他の農村における環境の整備のために必要な施設であつて農林水産大臣の定めるものの改良, 造成	-	年 1.2%	年 0.4%

又は取得に必要な資金				
7 前各号に掲げるもののほか、農林水産大臣が特に必要と認めて指定する資金				
ア 新規就農の円滑化に必要な資金	年	1.2%	-	-
イ 肥育牛の購入又は育成に必要な資金	年	1.2%	年 1.2%	年 0.4%
ウ 肥育豚及び鶏の購入に必要な資金	年	1.2%	-	-
エ 花き・花木の植栽又は育成に必要な資金	年	1.2%	年 1.2%	年 0.4%
オ 薬用作物の植栽又は育成に必要な資金	年	1.2%	年 1.2%	年 0.4%
カ さとうきびの植栽又は育成に必要な資金	年	1.2%	年 1.2%	年 0.4%
キ 未利用資源活用施設の改良、造成又は取得に必要な資金	年	1.2%	年 1.2%	年 0.4%
ク 農村における給排水施設の改良、造成又は取得に必要な資金	年	1.2%	-	-
ケ 特定の農家住宅の改良、造成又は取得に必要な資金	年	1.2%	-	-
コ 観光農業施設の改良、造成又は取得に必要な資金	年	1.2%	年 1.2%	年 0.4%
サ 内水面養殖施設の改良、造成又は取得に必要な資金	年	1.2%	年 1.2%	年 0.4%
シ 中核農家が経営規模の拡大に必要な初次的経営資金	年	1.2%	-	-
ス 農業経営革新計画に基づく経営の円滑化に必要な初次的資金	年	1.2%	-	-
8 前各号に掲げる資金のうち、知事が特に必要と認めて指定するもの	年3.2%以内で知事が指定する率		年1.5%以内で知事が指定する率	年0.7%以内で知事が指定する率
9 農業後継者が特定の農業部門の経営開始に必要な資金	年	1.5%	-	-

付 則

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
- 2 この告示による改正後の茨城県農業近代化資金等利子補給金交付規程の規定は、平成11年 8 月 3 日以後に承認を受けた農業近代化資金等利子補給について適用し、同日前に承認を受けた農業近代化資金等利子補給については、なお従前の例による。



茨城県告示第981号

昭和52年 4 月 1 日茨城県告示第406号で告示した茨城県農業近代化資金等利子補給金交付規程（昭和52年茨城県告示第405号）別表 8 の項に規定する知事が特に必要と認めて指定する資金の種類及び知事が指定する利子補給率の一部を次のように改正し、平成11年 8 月 3 日以後に承認を受けた農業近代化資金等に係る利子補給について適用し、同日前に承認を受けた農業近代化資金等に係る利子補給については、なお従前の例による。

平成11年 9 月 2 日

茨城県知事 橋 本 昌

表を次のように改める。

資 金 の 種 類	利 子 補 給 率		
	農 業 近 代 化 資 金 助 成 法 (昭 和 36 年 法 律 第 202 号。 以 下 「 法 」 と い う 。) 第 2 条 第 2 項 第 1 号 , 第 2 号 , 第 4 号 及 び 第 5 号 に 掲 げ る 融 資 機 関 が 同 条 第 1 項 第 1 号 に 掲 げ る 者 に 貸 し 付 け る 場 合	法 第 2 条 第 2 項 第 1 号 に 掲 げ る 融 資 機 関 が 同 条 第 1 項 第 2 号 か ら 第 4 号 ま で に 掲 げ る 者 に 貸 し 付 け る 場 合	法 第 2 条 第 2 項 第 2 号 , 第 4 号 及 び 第 5 号 に 掲 げ る 融 資 機 関 が 同 条 第 1 項 第 2 号 か ら 第 4 号 ま で に 掲 げ る 者 に 貸 し 付 け る 場 合
ア 住みよいふるさとづくり事業等を推進するのに必要な資金	年 2.0%	年 1.2%	年 0.4%
イ 特定地域において野菜の出荷に必要な資金	年 1.7%	年 1.3%	年 0.5%
ウ 青果物・花き銘柄産地等において施設整備又は品質の維持改善に必要な資金	年 2.0%	年 1.2%	年 0.4%
エ 農産物の低温貯蔵・予冷のために必要な資金	-	年 1.3%	年 0.5%
オ 米麦のばら出荷に必要な資金	-	年 1.3%	年 0.5%
カ 農業公害の防止に必要な資金	年 1.7%	年 1.5%	年 0.7%
キ 特定地域において肥育素牛, 繁殖肉用牛の購入に必要な資金	年 1.2%	-	-
ク 霞ヶ浦の浄化のための環境改善に必要な資金	年 3.2%	-	-
ケ 特定事業において大規模畜産経営の安定に必要な資金	年 1.5%	-	-
コ 新規就農促進支援資金	年 2.0%	-	-
サ 常磐新線の建設に係る農業対策の推進に必要な資金	年 2.0%	年 1.2%	年 0.4%
シ 農業災害の未然防止を推進するのに必要な資金	年 2.0%	年 1.5%	年 0.7%
ス 認定農業者 等育成資金	認定農業者に貸し付ける場合	年 1.8%	-
	認定農業者になろうとする者に貸し付ける場合	年 1.2%	-

備考 「認定農業者」とは、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第12条第1項の認定を受けた者をいう。

茨城県告示第982号

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定による営業停止処分をしたので、同法第29条の5第1項の規定により次のとおり公告する。

平成11年 9 月 2 日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 処分をした年月日 平成11年 8 月24日
- 2 処分を受けた者
 - (1) 商 号 株式会社日向寺工務店
 - (2) 所 在 地 鹿嶋市大字大小志崎737番地の3
 - (3) 代表者の氏名 日向寺 義 明
 - (4) 建設業許可番号 茨城県知事許可（般・特 - 09）第10454号
- 3 処分の内容

建設業の営業の全部停止（平成11年 9 月 8 日から平成11年 9 月21日まで 2 週間）
- 4 処分の原因となった事実
 - (1) 一括下請負
 - (2) 主任技術者専任違反
 - (3) 現場代理人常駐違反
 - (4) 虚偽報告等不誠実な行為



茨城県告示第983号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成11年 9 月 2 日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成11年 9 月 2 日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 石岡田伏土浦線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
土浦市沖宿町956番1地先から 土浦市沖宿町1455番1地先まで	旧 (A)	最大 6.0 メートル	20 メートル	迂回路設置
		最小 5.0		
	新 (A)	最大 6.0	20	
		最小 5.0		
新 (B)	最大 7.5	20		
	最小 5.0			

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
土浦市沖宿町754番 1 地先から 土浦市沖宿町710番 1 地先まで	旧 (A)	メートル 最大 5.5 最小 3.5	メートル 71	迂回路設置
	新 (A) (B)	最大 5.5 最小 3.5 最大 23.0 最小 6.0	71 85	
土浦市沖宿町1586番 1 地先から 土浦市沖宿町1589番 7 地先まで	旧 (A)	最大 5.0 最小 3.5	74	迂回路設置
	新 (A) (B)	最大 5.0 最小 3.5 最大 22.0 最小 8.0	74 85	
土浦市沖宿町1727番 1 地先から 土浦市沖宿町1727番 1 地先まで	旧 (A)	最大 4.0 最小 3.5	74	迂回路設置
	新 (A) (B)	最大 4.0 最小 3.5 最大 22.0 最小 3.5	74 84	
土浦市沖宿町1759番地先から 土浦市沖宿町1765番地先まで	旧 (A)	最大 8.0 最小 6.0	57	迂回路設置
	新 (A) (B)	最大 8.0 最小 6.0 最大 20.0 最小 6.0	57 65	
土浦市沖宿町108番地先から 土浦市沖宿町102番地先まで	旧 (A)	最大 6.5 最小 6.5	71	迂回路設置
	新 (A) (B)	最大 6.5 最小 6.5 最大 19.5 最小 6.5	71 83	
土浦市沖宿町56番地先から 土浦市沖宿町56番地先まで	旧 (A)	最大 6.5 最小 5.0	61	迂回路設置
	新 (A) (B)	最大 6.5 最小 5.0 最大 24.0 最小 5.0	61 64	



茨城県告示第984号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、平成11年 9 月 2 日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成11年 9 月 2 日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 岩井菅生線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
水海道市大字大塚戸町 字松山3194番 1 地先から	旧	メートル	メートル	
		最大 14.5	190	
		最小 13.0		
		最大 18.0	225	
水海道市大字菅生町 字上野4415番 6 地先まで	新 (A)	最大 14.5	190	迂回路撤去
		最小 13.0		

茨城県告示第985号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、平成11年 9 月 2 日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成11年 9 月 2 日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路 線 名 一般国道 245号
- 2 供用開始の区間 日立市旭町 3 丁目97番 2 地先から
日立市幸町 3 丁目20番 2 地先まで
- 3 供用開始の期日 平成11年 9 月 2 日

茨城県告示第986号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、平成11年 9 月 2 日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成11年 9 月 2 日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路 線 名 県 道 石岡田伏土浦線
- 2 供用開始の区間 土浦市冲宿町956番 1 地先から
土浦市冲宿町1455番 1 地先まで
土浦市冲宿町754番 1 地先から
土浦市冲宿町710番 1 地先まで
土浦市冲宿町1586番 1 地先から
土浦市冲宿町1589番 7 地先まで

土浦市沖宿町1727番 1 地先から
 土浦市沖宿町1727番 1 地先まで
 土浦市沖宿町1759番地先から
 土浦市沖宿町1765番地先まで
 土浦市沖宿町108番地先から
 土浦市沖宿町102番地先まで
 土浦市沖宿町56番地先から
 土浦市沖宿町56番地先まで

3 供用開始の期日 平成11年 9 月 2 日

茨城県告示第987号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
 その関係図面は、平成11年 9 月 2 日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成11年 9 月 2 日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路 線 名 県 道 土浦岩井線
- 2 供用開始の区間 つくば市大字上下河原崎入会地字前原 4 番258地先から
 つくば市大字上郷字大境5958番 4 地先まで
- 3 供用開始の期日 平成11年 8 月31日

茨城県告示第988号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
 その関係図面は、平成11年 9 月 2 日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成11年 9 月 2 日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路 線 名 県 道 山方水府線
- 2 供用開始の区間 那珂郡山方町諸沢4281番 1 地先から
 那珂郡山方町諸沢2604番 1 地先まで
- 3 供用開始の期日 平成11年 9 月 2 日

茨城県告示第989号

道路法（昭和27年法律第180号）第19条第 1 項の規定により栃木県との行政区域の境界に係る橋りょう等の管理方法の変更について、次のとおり栃木県知事と協議が成立した。

平成11年 9 月 2 日

茨城県知事 橋 本 昌

行政区域の境界地に係る道路の管理方法及び管理に関する費用の分担に関する協定書の一部を変更する協定書
 栃木県及び栃木県知事と茨城県及び茨城県知事とは、栃木県及び栃木知事と茨城県及び茨城県知事とが昭和54年 4
 月16日に締結した行政区域の境界地に係る道路の管理方法及び管理に関する費用の分担に関する協定（以下「原協定」
 という。）の一部変更について、次のとおり協定する。

原協定第 2 条に次の 1 号を加える。

(4) 照明施設の維持補修費 (電灯料を含む)

原協定第 3 条に次の 1 号を加える。

(3) 前条第 4 号に掲げる照明施設の維持補修費については、両県が50パーセントずつ負担するものとする。

別表を次のように改める。

別 表

(1) 橋りょう

整理 番号	道 路 の 区 域			河川等名	橋りょう名	管 理 者	工事費及び 事務費の分 担 割 合
	路 線 名	位 置					
1	明野間々田線	結城市大字武井字関下173番地先から 小山市大字武井字八反田665番の4地先まで		西仁連川	武井橋	茨城県	栃木県50% 茨城県50%
2	矢幡横倉新田線	結城市大字上成字上ノ田242番地先から 小山市大字横倉字戸館966番地先まで		同	三国橋	同	同
3	小山結城線	小山市大字中久喜字横巻343番の1地先から 結城市大字結城字宮ノ内10856番の3地先まで		同	江川橋	栃木県	同
4	結城二宮線	結城市大字大谷瀬善兵工川原603番地先から 小山市大字福良字田川端455番の2地先まで		田川	福良橋	同	同
5	結城二宮線	下館市大字小川字八丁乙269番の1地先から 小山市大字中島字土手外1470番地先まで		鬼怒川	中島橋	同	同
6	294号	下館市大字樋口字沼田540番の1地先から 芳賀郡二宮町大字久下田字古袋495番の1地先まで		水路	境橋	茨城県知事	同
7	岩瀬二宮線	下館市大字樋口字沼田212番地先から 芳賀郡二宮町大字久下田字幡龍水764番の2地先まで		同	堺橋	茨城県	同
8	岩瀬二宮線	下館市大字樋口字久下田南1861番地の1地先から 芳賀郡二宮町大字大根田字桂26番の1地先まで		五行川	桂橋	同	同

(2) 道路

整理 番号	路 線 名	道 路 の 区 域		工事費及び 事務費の分 担 割 合
		道 路 位 置	管 理 延 長	
1	東野田古河線	下都賀郡野木町大字南赤塚字矢畑1640番 猿島郡総和町大字東牛谷字中713番	メートル 887.5	栃 木 県 栃木県100%
		下都賀郡野木町大字南赤塚字矢畑1847番 猿島郡総和町大字西牛谷字道上30番の1		
		下都賀郡野木町大字南赤塚字矢畑1847番 猿島郡総和町大字西牛谷字道上30番の1	887.5	茨 城 県 茨城県100%
		下都賀郡野木町大字南赤塚字矢畑2049番 古河市緑町2364番の1		
2	小金井結城線	小山市大字萱橋字大畑276番の1 結城市大字結城字柳下12080番の1	172.0	栃 木 県 栃木県100%
		小山市大字萱橋字大畑271番 結城市大字結城字柳下12078番の2		
		小山市大字萱橋字大畑271番 結城市大字結城字柳下12078番の2 小山市大字萱橋字大畑5番の2 結城市大字結城字砂窪12076番の1	172.0	茨 城 県 茨城県100%

(3) トンネル

整理 番号	道 路 の 区 域			管 理 者	工 事 費 及 び 事 務 費 の 分 担 割 合
	路 線 名	位 置	トンネル名 管理延長		
1	須賀川大子線	那須郡黒羽町大字須賀川字前芝沢口3684番1地先から 久慈郡大子町大字左貫字長石1199番1地先まで	茶の里トンネル メートル 180.0	茨 城 県	栃木県50% 茨城県50%

(公 安 委 員 会)

茨城県公安委員会告示第36号

警備業法（昭和47年法律第117号）第11条の3第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習を次のとおり実施する。

平成11年 9 月 2 日

茨城県公安委員長 篠 原 健 治

1 講習期間

平成11年10月4日（月）から10月12日（火）まで（土、日、祝日は除く）の6日間

2 講習場所

水戸市緑町一丁目1番18号 県立青少年会館

3 受講人員

60名

4 受講資格

- (1) 最近5年間に通算して3年以上警備業務に従事している者
- (2) 警備員の検定に関する規則に規定する1級検定合格者
- (3) 警備員の検定に関する規則に規定する2級検定合格後、1年以上継続して警備業務に従事している者

5 受講手続

(1) 申込期間

平成11年9月13日（月）から9月21日（火）まで（「土、日、祝日は除く」但し、定員になり次第締め切る。）

(2) 申込場所

茨城県内の各警察署生活安全課

(3) 申込方法

申込場所に次の書類を持参すること（郵送による申込は認めない。）

ア 受講申込書の外

- ・最近5年間に通算して3年以上警備業務に従事している者は警備業者等の作成にかかる警備業務従事証明書及び履歴書
- ・警備員の検定に関する規則に規定する1級検定合格者は1級検定合格証の写し
- ・警備員の検定に関する規則に規定する2級検定合格者は2級検定合格証の写し及び警備業者等の作成にかかる警備業務従事証明書

各2通

イ 写真（申請前6ヶ月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦3センチ、横2.4センチ大）2枚

ウ 印鑑

(4) 講習手数料

警備員指導教育責任者講習手数料（34,000円）は、茨城県収入証紙により申込時に納入すること。

6 その他

- (1) 講習開始日は、午前8時30分までに受付を終了すること。
- (2) 筆記用具を持参すること。
- (3) 詳細は、茨城県警察本部生活安全総務課（029～301～0110内線3533）へ問い合わせること。



(大規模小売店舗審議会)

茨城県大規模小売店舗審議会告示第45号

大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律施行規則（昭和49年通商産業省令第17号）第9条の規定により、次のとおり公示しますから、意見を述べようとする者は意見の内容を記載した書面に、「(1) 氏名又は名称及び住所 (2) 事業者にとっては、その事業の種類 (3) 略歴（法人及び団体にとっては、事業の沿革）(4) 意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、本日から2週間以内に茨城県大規模小売店舗審議会事務局（茨城県商工労働部商業流通課内）に到着するように提出してください。

平成11年 9 月 2 日

茨城県大規模小売店舗審議会

委員長 宇 野 秀

- | | |
|--------------------------|---------------------------|
| 1 届出者の氏名又は名称 | 株式会社 カスミ |
| 2 第二種大規模小売店舗の名称及び所在地 | カスミ高場店
ひたちなか市高場2151番 1 |
| 3 現在の閉店時刻 | 午後8時 |
| 4 現在の年間休業日数 | 年間24日 |
| 5 繰り下げ後の閉店時刻 | 午後9時 |
| 6 削減後の年間休業日数 | 年間12日 |
| 7 閉店時刻の繰下げ、年間休業日数の削減を行う日 | 平成11年12月 1 日 |

茨城県大規模小売店舗審議会告示第46号

大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律施行規則（昭和49年通商産業省令第17号）第9条の規定により、次のとおり公示しますから、意見を述べようとする者は意見の内容を記載した書面に、「(1) 氏名又は名称及び住所 (2) 事業者にとっては、その事業の種類 (3) 略歴（法人及び団体にとっては、事業の沿革）(4) 意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、本日から2週間以内に茨城県大規模小売店舗審議会事務局（茨城県商工労働部商業流通課内）に到着するように提出してください。

平成11年 9 月 2 日

茨城県大規模小売店舗審議会

委員長 宇 野 秀

- | | |
|----------------------|--------------------------------------|
| 1 届出者の氏名又は名称 | 株式会社 ケーズデンキ |
| 2 届出者の住所 | 水戸市柳町 1 丁目13番20 |
| 3 第二種大規模小売店舗の名称及び所在地 | ケーズデンキ土浦パワフル館
土浦市小岩井西 1 丁目1212番 外 |
| 4 開店日 | 平成12年 5 月28日 |
| 5 店舗面積 | 2,802m ² |
| 6 主として販売する物品の種類 | 家電・OA機器・オーディオ機器等 |

公 告

管理美容師資格認定講習会の指定

管理美容師資格認定講習会について、次のとおり美容師法（昭和32年法律第160号）第12条の3第2項の規定により指定する。

平成11年 9 月 2 日

茨城県知事 橋 本 昌

1 主催者

東京都港区赤坂 2 丁目19番 8 号
財団法人理容師美容師試験研修センター

2 会場の運営及び設営の窓口となる組合

水戸市柳町 1 - 13 - 21
茨城県美容業環境衛生同業組合

3 講習日程

期間 平成11年11月 9 日から平成12年 1 月25日までの間の 8 日間

日 程	年 月 日	日 程	年 月 日
第 1 日	平成11年11月 9 日	第 5 日	平成11年12月14日
第 2 日	平成11年11月16日	第 6 日	平成11年12月21日
第 3 日	平成11年11月30日	第 7 日	平成12年 1 月18日
第 4 日	平成11年12月 7 日	第 8 日	平成12年 1 月25日

4 講習会場

(第 1 日)

茨城県水戸市千波町東久保697
茨城県立県民文化センター分館
電話 029 (241) 1166

(第 2 日～第 8 日)

茨城県水戸市中央 1 - 4 - 1
水戸市民会館
電話 029 (224) 7521

5 講習料

1 人 17,000円

~~~~~

## 平成11年度後期技能検定実施公示

職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）第66条第3項の規定に基づき、技能検定の実施について次のとおり公示する。

平成11年 9 月 2 日

茨城県知事 橋 本 昌

### 1 実施する職種及びその等級

実施する検定職種、作業及び職種に応じ実施する等級は下表のとおりであり、実技試験及び学科試験によって行います。

## 実施する検定職種

## 金型製作

プラスチック成形用金型製作作業 (1, 2)

## 鉄工

構造物現図作業 (1, 2)

## 工場板金

機械板金作業 (1, 2)

数値制御タレットパンチプレス板金作業 (1, 2)

## 機械検査

機械検査作業 (1, 2, 3)

## 機械保全

機械系保全作業 (1, 2)

電気系保全作業 (1, 2)

## 電子回路接続

電子回路接続作業 (単一)

## 半導体製品製造

集積回路チップ製造作業 (1, 2)

## プリント配線板製造

プリント配線板設計作業 (1, 2)

プリント配線板製造作業 (1, 2)

## 自動販売機調整

自動販売機調整作業 (1, 2)

## 光学機器製造

光学機器組立て作業 (1, 2)

## 内燃機関組立て

量産形内燃機関組立て作業 (1, 2)

## 空気圧装置組立て

空気圧装置組立て作業 (1, 2)

## 油圧装置調整

油圧装置調整作業 (1, 2)

## 農業機械整備

農業機械整備作業 (1, 2)

## 冷凍空気調和機器施工

冷凍空気調和機器施工作業 (1, 2)

## 和裁

和服製作作業 (1, 2)

## めつき (特)

## 仕上げ (特)

## 機械検査 (特)

## 機械保全 (特)

## 製版

DTP作業 (1, 2)

## 石材施工

石材加工作業 (1, 2)

## 建築大工

大工工事作業 (1, 2)

## かわらぶき

かわらぶき作業 (1, 2)

## 配管

建築配管作業 (1, 2)

プラント配管作業 (1, 2)

## 型枠施工

型枠工事作業 (1, 2)

## 鉄筋施工

鉄筋組立て作業 (1, 2)

## コンクリート圧送施工

コンクリート圧送工事作業 (1, 2)

## 防水施工

合成ゴム系シート防水工事作業 (1, 2)

改質アスファルトシートトーチ工法防水工事作業 (1, 2)

## カーテンウォール施工

金属製カーテンウォール工事作業 (1, 2)

## ガラス施工

ガラス工事作業 (1, 2)

## テクニカルイラストレーション

立体図作成作業 (1, 2)

立体図仕上げ作業 (1, 2)

テクニカルイラストレーション作業 (3)

## 機械・プラント製図

機械製図手書き作業 (1, 2)

プラント配管製図作業 (1, 2)

機械製図CAD作業 (1, 2)

## 電気製図

配電盤・制御盤製図作業 (1, 2)

## 金属材料試験

組織試験作業 (1, 2)

## 塗装

鋼橋塗装作業 (1, 2)

## 機械加工 (特)

|             |              |
|-------------|--------------|
| 電子機器組立て (特) | 工場板金 (特)     |
| 電気機器組立て (特) | 建設機械整備 (特)   |
| 半導体製品製造 (特) | プラスチック成形 (特) |
|             | 43職種52作業     |

注：( ) 内の 1, 2, 3, 単一は各々, 特級, 1 級, 2 級, 3 級又は単一等級実施職種及び作業を指す。

2 技能検定試験の手数料, 実施期日及び実施場所等

(1) 実技試験

ア 手数料

実技試験の手数料は, 次のとおりです。

1 級, 2 級, 3 級 (在校生を除く) 及び単一等級

| 検 定 職 種    | 作 業                | 手 数 料   |
|------------|--------------------|---------|
| 金型製作       | プラスチック成形用金型製作作業    | 15,400円 |
| 鉄工         | 構造物現図作業            | 13,400円 |
| 工場板金       | 機械板金作業             | 15,400円 |
|            | 数値制御タレットパンチプレス板金作業 |         |
| 機械検査       | 機械検査作業             | 11,200円 |
| 機械保全       | 機械系保全作業            | 15,400円 |
|            | 電気系保全作業            |         |
| 電子回路接続     | 電子回路接続作業           | 15,400円 |
| 半導体製品製造    | 集積回路チップ製造作業        |         |
| プリント配線板製造  | プリント配線板設計作業        | 15,400円 |
|            | プリント配線板製造作業        |         |
| 自動販売機調整    | 自動販売機調整作業          | 13,400円 |
| 光学機器製造     | 光学機器組立て作業          |         |
| 内燃機関組立て    | 量産形内燃機関組立て作業       | 14,500円 |
| 空気圧装置組立て   | 空気圧装置組立て作業         |         |
| 油圧装置調整     | 油圧装置調整作業           | 10,000円 |
| 農業機械整備     | 農業機械整備作業           |         |
| 冷凍空気調和機器施工 | 冷凍空気調和機器施工作業       | 14,500円 |
| 和裁         | 和服製作作業             | 15,400円 |
| 製版         | D T P 作業           |         |
| 石材施工       | 石材加工作業             | 13,400円 |
| 建築大工       | 大工工事作業             |         |
| かわらぶき      | かわらぶき作業            | 15,400円 |
| 配管         | 建築配管作業             | 13,400円 |
|            | プラント配管作業           |         |
| 型枠施工       | 型枠工事作業             | 15,400円 |
| 鉄筋施工       | 鉄筋組立て作業            | 13,400円 |

| 検 定 職 種        | 作 業                    | 手 数 料   |
|----------------|------------------------|---------|
| コンクリート圧送施工     | コンクリート圧送工事作業           | 14,500円 |
| 防水施工           | 合成ゴム系シート防水工事作業         | 15,400円 |
|                | 改質アスファルトシートタッチ工法防水工事作業 |         |
| カーテンウォール施工     | 金属製カーテンウォール工事作業        | 14,500円 |
| ガラス施工          | ガラス工事作業                | 15,400円 |
| テクニカルイラストレーション | 立体図作成作業                | 9,500円  |
|                | 立体図仕上げ作業               |         |
|                | テクニカルイラストレーション作業       |         |
| 機械・プラント製図      | 機械製図手書き作業              | 9,500円  |
|                | プラント配管製図作業             |         |
|                | 機械製図 C A D 作業          |         |
| 電気製図           | 配電盤・制御盤製図作業            |         |
| 金属材料試験         | 組織試験作業                 | 14,500円 |
| 塗装             | 鋼橋塗装作業                 | 13,400円 |

## 特級

|          |  |         |      |
|----------|--|---------|------|
| 機械加工     |  | 15,400円 |      |
| 工場板金     |  |         |      |
| めつき      |  |         |      |
| 仕上げ      |  |         |      |
| 機械検査     |  |         |      |
| 機械保全     |  |         |      |
| 電子機器組立て  |  |         |      |
| 電気機器組立て  |  |         |      |
| 半導体製品製造  |  |         |      |
| 建設機械整備   |  |         |      |
| プラスチック成形 |  |         |      |
| 43職種     |  |         | 52作業 |

## 3 級 (在校生に限る)

| 検 定 職 種        | 作 業              | 手 数 料  |
|----------------|------------------|--------|
| 機械検査           | 機械検査作業           | 7,500円 |
| テクニカルイラストレーション | テクニカルイラストレーション作業 | 6,300円 |

注：在校生の範囲は「職種別技能検定手数料準則」中の3級の受験者に係る在校生の範囲等について（平成9年2月28日付け技発第7号）に規定された者とする。

## イ 実施期日

実技試験は、平成11年11月29日（月）から平成12年2月20日（日）までの間において、別途茨城県職業能力開発協会が指定する日に行います。

## ウ 実施場所

実技試験の実施場所は、別途茨城県職業能力開発協会から通知します。

エ 問題の公表

実技試験問題は、あらかじめ受験申請者あて送付します。(ただし、一部の検定職種については問題の全部又は一部を公表いたしません。)

掲示による公表は、平成11年11月19日(金)より行います。

(2) 学科試験

ア 手数料 3,000円

イ 実施期日

学科試験の実施期日は、検定職種ごとに次のとおりです。

| 検 定 職 種 ( 作 業 )                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 実 施 期 日            |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|
| 機械検査(機械検査作業) 光学機器製造(光学機器組立て作業) 和裁(和服製作作業) 配管(建築配管作業・プラント配管作業) 型枠施工(型枠工事作業) 鉄筋施工(鉄筋組立て作業)                                                                                                                                                                                                                                                                          | 平成12年<br>12月30日(日) |
| 金型製作(プラスチック成形用金型製作作業) 鉄工(構造物現図作業) 工場板金(機械板金作業・数値制御タレットパンチプレス板金作業) 自動販売機調整(自動販売機調整作業) 空気圧装置組立て(空気圧装置組立て作業) 油圧装置調整(油圧装置調整作業) 農業機械整備(農業機械整備作業) 冷凍空調和機器施工(冷凍空調和機器施工作業) 石材施工(石材加工作業) 建築大工(大工工事作業) かわらぶき(かわらぶき作業) コンクリート圧送施工(コンクリート圧送工事作業) 防水施工(合成ゴム系シート防水工事作業・改質アスファルトシートトーチ工法防水工事作業) カーテンウォール施工(金属製カーテンウォール工事作業) 機械・プラント製図(機械製図手書き作業・プラント配管製図作業・機械製図CAD作業) 塗装(鋼橋塗装作業) | 平成12年<br>2月6日(日)   |
| 機械保全(機械系保全作業・電気系保全作業) 電子回路接続(電子回路接続作業) 半導体製品製造(集積回路チップ製造作業) プリント配線板製造(プリント配線板設計作業・プリント配線板製造作業) 内燃機関組立て(量産形内燃機関組立て作業) 製版(DTP作業) ガラス施工(ガラス工事作業) テクニカルイラストレーション(立体図作成作業・立体図仕上げ作業・テクニカルイラストレーション作業) 電気製図(配電盤・制御盤製図作業) 金属材料試験(組織試験作業)                                                                                                                                  | 平成12年<br>2月13日(日)  |
| 特級全職種                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 平成12年<br>2月6日(日)   |

3 受検申請の手続

(1) 提出書類

ア 技能検定受検申請書

イ 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面

(2) 提出先

茨城県職業能力開発協会

住所 〒310-0801 水戸市桜川2-2-35(産業会館12F)

電話 029-221-8647

## (3) 受付期間

平成11年10月1日(金)から平成11年10月15日(金)まで

## (4) 受検申請に関する注意

ア 技能検定受検申請書(以下「申請書」という。)の用紙及び受検案内は、茨城県職業能力開発協会配布します。

なお、申請書の用紙の郵送を求める場合は、封筒の表面に「技能検定受検申請書用紙請求」と朱書し、返信用封筒(あて先を記入し、130円切手を貼ったもの)を同封すること。

イ 申請書を郵送する場合は、書留郵便とし、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書すること。

なお、試験免除を受けようとするときは、その資格を証する書面を同封すること。

郵送による申請書は、受付期間内の消印のあるものに限り、受け付けます。

ウ 実技試験及び学科試験の両方の免除を受ける資格がある者は、1に掲げる検定職種以外の職種についても受検申請ができます。

## 4 手数料の納付方法

実技試験の手数料の額(前記2の(1)アに定められた額)及び学科試験手数料の額(3,000円)を申請書に添えて納付してください。郵送の場合は、現金書留で納付してください。

なお、実技試験又は学科試験が免除される場合、当該試験に係る手数料の納付を要しません。

また、受検申請を受け付けた後は、申請を取り消した場合又は試験を受けなかった場合でも手数料は返還しません。

## 5 合格の発表等

## (1) 技能検定合格者の発表

技能検定合格者の氏名は、平成12年3月24日(金)の県報で公示します。

## (2) 実技試験又は学科試験の合格通知

実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者については、茨城県職業能力開発協会が平成12年3月24日(金)に書面で通知します。

## (3) 技能検定合格証書等の交付

特級、1級及び単一等級の技能検定の合格者は労働大臣名の、2級及び3級の技能検定の合格者は茨城県知事名の合格証書が交付されます。

また、このほか労働大臣から、技能検定の合格者には、合格した等級の技能士章が交付されます。

## 6 技能五輪茨城県地方大会について

技能検定2級実技試験のうち、下記の職種については技能五輪全国大会の予選として同時に開催いたします。

なお、全国大会は青年技能者の技能振興及び国際交流を目的とする国際職業訓練競技大会(技能五輪国際大会)の選手を選抜する最終予選として行うものです。

## (1) 実施職種

電気溶接、電工、機械製図、建築大工

## (2) 参加資格

昭和53年1月1日以降に生まれた者であること。

## 7 その他

技能検定及び技能五輪茨城県大会についての不明な点は、茨城県商工労働部職業能力開発課(電話)029-301-1111内線3660又は、茨城県職業能力開発協会(電話)029-221-8647に問い合わせてください。



## 県営土地改良事業計画

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営東中根地区土地改良事業（区画整理）につき計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成11年 9 月 2 日

茨城県知事 橋 本 昌

## 1 縦覧に供する書類

県営東中根地区土地改良事業（区画整理）計画書写し

## 2 縦覧期間

平成11年 9 月 3 日から平成11年10月 4 日まで

## 3 縦覧場所

ひたちなか市役所

~~~~~  
県営土地改良事業計画

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営東中根地区土地改良事業（農業用道路）につき計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成11年 9 月 2 日

茨城県知事 橋 本 昌

1 縦覧に供する書類

県営東中根地区土地改良事業（農業用道路）計画書写し

2 縦覧期間

平成11年 9 月 3 日から平成11年10月 4 日まで

3 縦覧場所

ひたちなか市役所

~~~~~  
開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の許可に係る開発行為について、次の区域の工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成11年 9 月 2 日

茨城県知事 橋 本 昌

## 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

取手市寺田字小山3913番の一部、3916番1から同番4まで、3917番8から同番10まで、3916番19、3926番1、3914番2の一部、3914番3の一部、3916番14、3915番3の一部、3917番1の一部

## 2 事業主の住所及び氏名

北相馬郡藤代町藤代688番地1号

有限会社 ハウスステーション

代表取締役 野 村 泰 円

~~~~~

訓 令

茨城県訓令第24号

茨城県営土地改良工事施工等の手続及び監督規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成11年 9 月 2 日

茨城県知事 橋 本 昌

茨城県営土地改良工事施工等の手続及び監督規程の一部を改正する訓令

茨城県営土地改良工事施工等の手続及び監督規程（平成 8 年茨城県訓令第26号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「農地局」を「農林水産部農地局」に改める。

第 2 条第 1 号中「第 5 条第 2 項に規定する農地局」を「第 5 条第 1 項に規定する農林水産部農地局」に改め、同条第 3 号中「農地局長」を「農林水産部農地局長」に改める。

第18条第 1 項、第38条第 1 項、第43条第 1 項、第45条第 2 項、第46条第 1 項、第48条第 1 項、第49条第 1 項、第52条第 1 項及び第 2 項、第71条第 1 項、第80条第 1 項、第85条第 1 項、第86条、第87条第 1 項、第89条第 1 項、第90条第1項、第95条第 1 項、第98条第 1 項、第99条第 3 項並びに第100条第 3 項中「農地管理課長」を「農村計画課長」に改める。

「
（
B
4
版 横
書
）」
様式第 3 号中 を削る。

様式第 5 号を次のように改める。

様式第 6 号を次のように改める。

「
 (B
 4
 版
 横
 書
)
 」

様式第14号 (その1) から (その3) までの規定中 を削る。

様式第18号及び様式第20号中「主任係長」を「課員」に改める。

様式第41号及び様式第50号中「農地管理課長」を「農村計画課長」に改める。

様式第61号中

「

履行期間	限
------	---

 を
 」

「

履行期間	年 月 日限
------	--------

 に、
 」

農地局 課

業者決定伺							年 月 日
会 長	副 会 長	委 員					
農地局長	農地建設課長	農地管理課長	水利課長	農地計画課長	首席検査監		
		農地建設課長補佐	水利課長補佐	農地計画課長補佐	技 佐		

を

農林水産部農地局 課

業者決定伺						年 月 日
会 長	副 会 長		委 員			
農林水産部長	農林水産部次長	農林水産部農地局長	農村計画課長	農地整備課長	農村環境課長	

に改める。

「
 (B
 4
 版
 横
 書
)
 」

様式第81号中 を削る。

付 則

この訓令は、公布の日から施行する。



正 誤

平成11年 7 月22日付け茨城県報第1077号中次のとおり誤りがあったので訂正する。

ページ	行	誤	正
1	9	土地改良法に基づく換地処分	定款変更の認可

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも1月)
(休日の場合は繰下発行) (金 3,060円)

発 行 茨 城 県

購読申込先 〒310 - 8555 茨城県水戸市笠原町 978 番 6

茨城県総務部総務課

電話番号 029 (301) 1111 (代)